

平成28年2月10日

法務省  
大臣官房司法法制部  
部長 萩本 修 様

日本弁理士会  
会長 伊丹

勝



## 要 望 書

### 【要望事項】

当会は、外国法事務弁護士と我が国の弁護士が社員となる混合法人（いわゆるB法人）の設立を認めることについて、不当関与に関する懸念、意図せぬ技術情報流出に関する懸念を払拭することができないと考えます。

よって、混合法人の設立を認めないこと、又は、混合法人の業務から弁理士業務を除外することが担保されるよう要望しますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 【理 由】

#### 1. 不当関与に関する懸念

外国法事務弁護士のみが社員となる法人（いわゆるA法人）の設立を可能とする外弁法の一部を改正する法律（平成26年4月25日公布）には、B法人制度の導入に関する内容が盛り込まれませんでした。これは、種々の弊害防止策を講じても、外国法事務弁護士が法人制度を利用して権限外の業務を行うことを容易にするのではないかという懸念を払拭するには至らなかったというのが理由となっています（参議院法務委員会平成26年4月17日の谷垣禎一法務大臣答弁）。

そもそも、B法人内部の意思決定、行為を外部から監視することは困難であり、現在でも、外国法事務弁護士の不当関与という懸念は何ら払拭されておりません。そのような状況で、拙速にB法人制度の設立を進めるべきではないと考えます。

#### 2. 意図せぬ技術情報流出についての懸念

本来、外国法事務弁護士は単独で日本国特許庁に対する特許出願等の代理業務を行うことが出来ない資格者であるにもかかわらず、混合法人の設立が認められれば、混合法人名義による特許庁に対する特許出願等の業務に関与する可能性があります。

す。すなわち、外国法事務弁護士は混合法人の社員であるため、混合法人に対して無限責任を負う関係上、当然のことながら、不当関与でない範囲で混合法人の意思決定に関与する可能性があります。また、グローバルなリーガルサービスを提供する際に、日本の技術情報や秘密情報に接することもあります。

日本の弁理士は、特許出願手続に際して依頼者である企業や研究機関等の技術情報や秘密情報に接しますが、事件の受任の判断に際しては、情報のコンタミネーション（ある事件の技術情報が他の事件に混濁してしまうこと）を避けるため、競合他社からの同一製品分野及び同一技術分野の受任については基本的に避けるか、情報遮断措置を講ずる等細心の注意を払っております。

一方、外国法事務弁護士は、制度上、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」や本国の弁護士法などによって守秘義務を負っていることは承知しておりますが、外国法事務弁護士登録を抹消して本国に帰国した後においては、意図せぬ情報のコンタミネーションに関して十分な注意がどの程度なされるのかは全く不明です。

### 3. 現行の外国法共同事業との関係

上述した不当関与や意図せぬ技術情報流出については、現在の外国法共同事業でも同じであるが、そのような問題は生じていないという意見があることは承知しております。しかしながら、当会が懸念するのは、B法人になると、より外部から見え難くなるという点と、B法人の導入と職務経験要件の緩和によって、海外の大手法律事務所による職務経験の浅い外国法事務弁護士の日本への大量参入が容易になり、上述した2つの懸念が、これまでとは桁違いに増加すると予想される点です。

以上